

会津若松市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）  
中間見直し（素案）に対する意見募集結果

募集方法及び結果

1. 募集期間 平成22年10月1日（金）～11月1日（月）
2. 提出方法 持参（1件）
3. 意見件数 5件（1人）
4. 意見の要旨と市の考え方

意見に係る 指摘箇所	意見の要旨	考え方
IV後期計画	<p>1 紙袋燃えるゴミに出すことを禁止 掲示作成したが、同じ様にダンボール類も出さない様にPRすること。 又、ダンボール類は雨の日は出さない様にする。（ガムテーム、クリップもはずさせる） ルールを守らない方には回収しない旨張紙をすること。</p>	<p>米袋・紙袋やダンボールなど中味の見えないものは、収集できないものや危険なものが混入されていないか判別できないことから、ごみ袋としては使用できないこととしております。 昨年11月からはそれを徹底するため、紙袋等で排出された物に張り紙をしたうえで、一定期間回収しないこととしております。</p>
	<p>2 販売業者にペットボトル等の回収場所と回収を積極的に行ってもらい、協力してもらいべき。</p>	<p>大規模小売店舗など主要な店舗においては、ペットボトル等の店頭での回収を実施しております。 素案の中でもお示ししているとおり、今後も資源物の店頭回収を要請し、実施店の拡大を図ってまいります。</p>
	<p>3 ごみの有料化をする前にすべきことがある</p>	<p>本市のごみの排出量が減少傾向にあり、市民の経済状況が厳しい状況にあることから、現時点ではごみ処理有料化を実施する段階ではないと考えており、マイバッグ運動の推進をはじめとした発生抑制（リデュース）や、包装紙、ティッシュの箱、お菓子の箱などの「雑がみ」の分別の徹底などリサイクルの取り組みを推進してまいります。</p>
	<p>4 計画の実現のために町内会に協力を呼びかけるべき</p>	<p>現在も、町内会の皆様には、ごみステーションの維持管理や集団資源回収の推進をはじめ、様々な機会にご協力をいただいているところであります。 今後も、町内会をはじめ、様々な市民団体と連携を図りながら、ごみ減量・リサイクルを推進してまいります。</p>
	<p>5 市の庁舎では、様々な資源物が分別されている</p>	<p>本市役所自らが大量の資源、エネルギーを消費する地域の大きな事業者及び消費者であり、また市民・事業者に対して環境保全施策等の実施を求めていく責務があるところから、平成13年2月にISO14001環境マネジメントシステムの認証を取得しました。 今後も、この取り組みを継続し、市自らのごみの減量・リサイクルの推進に努めてまいります。</p>